

泉佐野市立図書館除籍基準

除籍の対象となる資料

- ① 蔵書点検で3年にわたり不明が確認されたもの。
- ② 盗難、紛失、天災などにより回収不能とみとめられたもの。
- ③ 破損、汚損、磨耗などが甚だしく補修不能なもの。
- ④ 新版、改訂版などが出版され文献的価値を失ったもの。
- ⑤ 合本、分冊により数量更正の対象となったもの。
- ⑥ 利用度の少ないもので重複本があるもの。
- ⑦ その他利用がなく将来にわたり不要と判断されるもの。
- ⑧ 返却期限から5年以上経過したもの。

除籍の対象とならない資料

- ① 古典・名著とされるもの。
- ② 歴史的な内容を持ち、他の資料に収録されていない情報を含むもの。
- ③ 基礎的理論書。
- ④ 他に同類書がないもの。
- ⑤ 高価でめったに刊行されることのない図書
- ⑥ 地域資料（郷土資料、行政資料）。